

「沖縄県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例案」の概要について

沖縄県こども未来部こども家庭課

1 制定の経緯及び必要性

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）が制定されたことに伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定める必要があります。

2 条例で定める基準

沖縄県が本条例で定める一時保護委託者の登録等に関する基準については、「一時保護委託者の登録等に関する基準」において規定されている「従うべき基準」、「参酌すべき基準」のいずれについても当該府令の基準のとおり定めることとしております。

3 根拠法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

4 施行期日

令和9年4月1日（予定）

5 条例骨子案

別添の通り

6 関係資料

- (1) 官報（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号））
- (2) 官報（一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号））